

「大規模災害時における京都府議会活動指針」の骨子 (たたき台)

平成27年11月4日
議会改革検討小委員会資料

1 指針の趣旨・目的

○ 大規模災害時に府議会の役割を果たすための活動指針の策定

発災時においても府議会がその役割を十分に果たすため、過去3か年の大規模災害時における活動内容の検証等を通じ、あらかじめ、大規模災害時における府議会の活動指針を策定するものである。

(背景)

○ 各地での大規模災害の発生

未曾有の被害をもたらした平成23年の東日本大震災にとどまらず、記録的な集中豪雨による本年9月の北関東東北豪雨災害をはじめ、近年、各地で大規模な災害が発生している。

○ 府内での3年連続の大規模災害の発生

府内においても、天井川の決壊等が生じた平成24年8月の京都府南部豪雨災害、全国で初めて大雨特別警報が発令され、由良川や桂川をはじめ中小河川の溢水や決壊が生じた平成25年9月の台風18号災害、市街地の内水氾濫を引き起こした平成26年8月豪雨災害と、3年連続で災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生している。

2 基本的な考え方

(1) 議会の役割

○ 議決機関、意思決定機関としての役割

府民から信託された議員によって構成される府民の代表機関として、府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ、意思決定を行う役割が求められている。

(役割を果たすための活動)

議会の役割を果たすために求められる活動は、概ね次のとおりである。

(議会の活動〔機能〕)	(災害時の活動)
① 府民の意見・意思の把握	→ 被災状況の確認、現地要望の把握
② 政策の提案・提言	→ 予算案等への提案、国等への要望
③ 議案等審議（団体意思決定）	→ 条例・予算等の審議
④ 施策の点検・監視・評価	→ 災害対策の効果の検証
⑤ 府民への説明	→ 災害対応等の府の活動の広報

まとめ① 府議会の役割を果たすために求められる活動〔10月6日協議〕

	開 会 中	閉 会 中
平 常 時		○事前準備(規定・体制等) ○訓練実施
発 災 時 発 災 直 後	○議員・執行部・傍聴者の 安全確保	
	○議員・職員の安否確認 (会議開催時間外)	○議員・職員の安否確認
	○議場等の審議環境の点検	
緊 急 対 応 時	○被災状況の把握(会派代表による視察)	
	○議会審議の継続と柔軟な 議会運営 (執行部の災害対応に配慮)	
復 旧 時	○被災状況の把握(委員会調査) ○被災地の意見・要望の把握 ○補正予算に向けた執行部への提案 ※ 会派単位の実施との関係	
復 興 時	○災害対策の進ちよく状況の確認 ○更なる要望の把握 ○災害対策の効果の検証	

- (過去3か年の大規模災害発生時の府議会の活動例)
- ① 被災状況の把握(報告聴取、現地調査)
 - ② 補正予算の審議
 - ③ 国への要請・要望(担当大臣への緊急要望、意見書提出)

(2) 議員の役割

ア 役割

○ 府民の代表としての役割

府民から信託された府民の代表として、府民全体を考え、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明する役割が求められている。

(役割を果たすための活動)

議員の役割を果たすために求められる活動は、概ね次のとおりである。

① 地元議員としての活動

→ 被災状況の確認や現地要望の把握とその情報の伝達

② 議会の構成員としての活動

→ 議会が災害時における役割を果たすため、その構成員として、現地調査、議案審議等災害時の議会の活動に従事

○ 地域の一員としての役割

特に発災後の初期の段階で、議会の活動が決定しない間は、被災者の救援をはじめとする地域の活動に従事する役割が求められる。

イ 活動・行動基準

議員の役割として具体的に求められる活動や行動については、概ね、次のとおりである。

第1段階 発災時・発災直後

- ① 自身等の安全確保
- ② 自身の安否等の伝達（議員から議会事務局へ発信）

第2段階 発災直後から議会としての対応決定まで

- ③ 被災状況等の情報収集とその伝達
- ④ その他地域の一員としての活動

第3段階 議会としての対応決定後

- ⑤ 議会の構成員として議会活動に従事

※ 議会活動のない場合は、地域等において第2段階の活動に従事

(3) 執行機関との関係

ア 災害時における執行機関の役割

災害時の応急対策や復旧対策については、防災担当部局にとどまらず、執行機関全体に求められており、全部局で構成する災害対策本部の指揮のもとに災害対策に従事することとなる。

イ 災害時における府議会と執行機関の関係

議会は、執行機関が災害時における執行機関の役割をに基づき災害対策に尽力することができるよう、次の事項に留意する必要がある。

① 議員と執行機関との連絡調整窓口の一本化

災害時には情報が錯綜するところであり、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び現地の被災状況や要望等議員から執行機関に対する情報提供については、議会事務局を窓口とする。

② 執行機関の災害対応を優先するための議事運営上の配慮

発災後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や出席要求理事者の縮小（欠席）など、執行機関が災害対応を優先することができるよう、議事運営上の配慮が必要である。

③ 速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用

災害関係補正予算等の審議に当たっては、速やかな予算執行等ができるよう、予算案の説明、議案の上程、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応することが必要である。

〔平成25年の災害発生時の対応（平成25年9月定例会）〕

- ① 一般質問の日程短縮（3日間から2日間に短縮し、休会日設定）
- ② 災害対応のための出席要求理事者の欠席（代表質問2日間）
- ③ 災害関係補正予算の審議（議案の追加提出（常任2日目））

(4) 市町村や国との関係

ア 市町村との関係

広域的地方公共団体の議会として、被災市町村の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、府の執行機関に対する要請や国の関係省庁等への要望等を行うなど、市町村の災害対応への支援に努める。

イ 国等との関係

政府調査団の来訪時の要望書の提出や国会、関係行政庁への意見書に基づく要請等を行うことにより、被災地の復旧や被災者の生活再建、災害に強い地域づくりに向けた国への支援要請活動を積極的に行う。

3 業務継続体制の確保

(1) 議員の安否確認

ア 基本的な考え方

- 発災時には情報が錯綜することや事務局職員の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、議員からのメール送信を基本とする。

※ 議員からの安否情報の送信を要する場合（基準）の整理が必要

例) ○ 自動的に求める場合

- ・ 地震の震度、風水害の警報発令状況等をもとに基準化

○ その他の場合

- ・ 事務局からメール送信を行い、安否情報の返信を求める

- あらかじめ、各議員に関する基本情報（①通信手段等に関する情報、②居住地の状況（自宅周辺の状況、住居の状況）等）を事務局において把握し、個人情報の管理に配慮しつつ、共有化を図る必要がある。

イ 具体的な方法

- 議会事務局に防災専用のメールアドレス（例：「gikai-bousai」）を設定し、議員から安否情報のメール送信を行うことを基本とする。
- 議員からの連絡事項については、①被災の有無、②被災した場合にはその状況、③その他連絡すべき事項等をあらかじめ定めておき、議員に周知する。
- 防災専用のメールアドレスに送信されたメールについては、事務局による状況把握が可能となるよう、幹部職員に自動転送を行う。
- 議員からのメール送信がなく安否の確認ができなかった場合については、事務局において、電話連絡等により安否の確認を行う。

(2) 事務局職員の安否確認と業務体制

- 災害発生時における事務局職員の安否確認及び業務体制（参集の範囲等）については、地域防災計画に定める方法を基本とする。
- 災害発生後における業務体制については、災害対策本部の活動状況や災害時における府議会活動を考慮し、必要な体制を確保する。

※ 具体的な方法、動員の範囲等を指針に記載

(3) 議場・委員会室等の審議環境の確保

- 議場・委員会室をはじめ、議会棟内の建物、設備に関する被災状況を確認する。

※ 具体的な確認箇所、確認内容等を指針に記載

- 議場、委員会室等の被災により、会議の開催が困難になった場合を想定し、代替施設等を検討しておくことが望ましい。

4 活動内容の協議・決定方法

- 災害時の府議会の活動内容については、理事調整会議において協議・調整を行う。
- 災害時の活動方針に係る理事調整会議の開催については、議会運営委員長の指示を受け、議長、副議長の了解を得て、招集する。

※ 理事調整会議（会議規則に基づく協議等の場）

目 的）議会の運営に関する協議又は調整
構 成 員）議長、副議長及び議会運営委員会理事
招集権者）議会運営委員長

- 議会日程の変更その他議会運営委員会に関する事項については、理事調整会議の協議を経て、議会運営委員会又は議会運営委員会理事会を開催し、決定する。

5 議員への情報提供の方法（9月30日協議）

（1）通信手段

- 議員へのメール送信を基本とする。ただし、希望する議員については、FAX送信により行う。
- 事務局からの送信については、防災専用のメールアドレスから行う。
- 災害時の情報については、事務所以外で活動する議員も多く、移動中の連絡（携帯電話など）も必要であるため、あらかじめ、希望する送信先（メールアドレス）を登録しておく。

（2）提供情報

- 提供情報は、災害対策本部公表情報を基本とする。議会事務局において、独自に関連情報や詳細情報を持ち得る場合には、そうした情報も提供する。
- メール送信により情報提供を行う議員については、危機管理WEBに掲載の情報は危機管理WEBへのリンクアドレスの添付による。

6 被災状況調査のあり方（9月30日協議）

（1）現地調査に関する基本事項

- 現地の災害対応への支障や被災者への負担等にならないように留意し、調査の時期、内容等に応じて、調査方法（会派代表による調査や委員会調査等）を選択する。
- 調査の結果については、議員への情報提供、報告会の開催等により、全議員に報告する。

（2）発災から早い段階

- 早期に現地調査を行うためには、政府調査団等に同行することが執行部や地元の負担も少なく効果的である。
- 議会の調査としては、各会派からの調査委員（理事の人数程度）を選び、機動性を有する範囲で行う。

（3）発災から期間が経過した段階

- 被災から期間が経過した段階においては、被災状況の把握、被災者の要望聴取、災害対策の進捗確認など、調査目的に応じ、関係の委員会の判断により、必要な委員会調査を行う。

7 発災時の議会活動（議会運営）

災害の発生時の議会日程（会期中・閉会中）、会議開催状況（本会議、委員会の開催中か否か）に応じ、災害の種別（地震、風水害等）・程度を考慮して、府議会の活動を整理する。

（1）発災時・発災直後

ア 会期中の場合

（ア）本会議開会中に発災した場合

- ① 休憩の判断（議長）
- ② 議員・傍聴者等の安全確保
- ③ 議会棟の安全確認、震度情報等の確認
- ④ 本会議再開（審議継続又は散会宣告）
- ⑤ 今後の対応協議（散会后）

（イ）委員会開会中に発災した場合

本会議開会中に準拠する。ただし、休憩後、委員会における議事の継続の協議を要する場合については、休憩中に理事調整会議等を開催し、その確認に基づき審議継続又は閉会を決定する。

（ウ）その他の場合（休日、夜間）

- ① 議員・事務局職員の安否確認
- ② 会議開催の可否に関する情報収集
 - ・ 被災状況の確認
 - ・ 議場等の審議環境の点検
 - ・ 執行機関の議会対応の可否（災害対応への配慮の必要性）等
- ③ 会議開催の判断等の協議

イ 閉会中の場合

- ① 議員・事務局職員の安否確認
- ② 議会棟の安全確認、震度情報等の確認
- ③ 被災情報等議員への情報提供

(2) 緊急対応時

ア 会期中の場合

- ① 執行機関との調整
(災害対応への配慮の必要性、執行部からの報告聴取 等)
- ② 今後の府議会活動等対応協議
 - ・ 議事運営に関する変更協議
 - ・ 会派代表による現地調査
 - ・ 国への要望書の提出 等

イ 閉会中の場合

- ① 今後の対応協議 (会期中に準拠)

(3) その他 (風水害による被害のおそれがある場合)

台風の接近等による風水害の場合については、気象情報により予測が可能であり、上記の内容に準拠して、必要に応じ、対応の協議を行う。

8 平常時の備え

安否情報や災害情報の伝達に関する訓練の実施や議場・委員会室の審議環境のバックアップなど、災害時の府議会活動を適期・的確に実施し、大規模災害時に府議会がその役割を発揮することができるよう、平常時の備えが必要である。